

質問者



植田 喜晴 議員

問 合併せず、単独が
財政は有利

松前町は合併せず、単独で町づくりする道を選択しました。住民説明会で「財政は大丈夫か」との疑問に「大変になる」と町は答えました。私は、「国は市町村合併で地方への財政支出を大幅に減らすとしていっているので、結果として交付税が大幅に減ること。その上、関係市町の財政力指数や基準財政需要額の一人当たりの金額、自主財源の金額などの指標から、合併より松前町単独の方が財政は有利な条件がある」と考えるが、どう考えますか。

小泉内閣の「三位一体の改革」の方向は、地方切り捨てとなる。福祉や教育などの補助・負担金は守り拡充し、税

源移譲をすすめ、地方交付税の財源保障、財政調整機能を拡充することを国に求めることが重要です。見解を伺います。

答 総合的な見直しと住民と一緒に町づくりを

答弁 白石町長

合併を進めてきたのは、単に町同士の財政力だけでなく、将来の展望、未来の新しい地域づくり、総合的な観点からです。当町は確かに財政力指数は高いが決してお金持ちではありません。当面単独でやっていく以上、原点に戻って財政力を含めて総合的に見直し、我々自ら改革をすると同時に、住民と一緒に町づくりをしていく考えです。国の三位一体改革は評価できるが、地方交付税と国庫補助負担金の削減が先行し、税源の権限の移譲が後回しにされる状態なら受入れがたい内容です。今後地域の実情を十分に踏まえた地方交付税の持つ財源の保障、財源調整という機能を守るよう働きかけていきます。

問 サービスが
後退しないように

公共施設の管理運営に民間営利会社などが全面的に参入できる「指定管理者制度」が導入されました。このことで、自治体の責任が薄くなりサービス低下になる。利用料金が引き上がる。公平性・平等性が住民が不利益をこうむるなどの心配があります。条例で歯止めを図ることが重要です。見解を伺います。

答 公共施設の適正な確保と
住民福祉の増進のために

答弁 石川助役

公共施設の適正な管理を確保するために、指定管理者に管理を行わせるに当っては必要な手続や設置者たる地方公共団体の権限を定め、さらに条例で指定の手続や管理の基準、業務の範囲等を具体的に定めることにしています。その上に、指定する際には議会の議決を要します。当町においても公の施設がより一層住民福祉の向上や経費の節減等につながるように、法の改正の趣旨に沿って、この制度の

導入を施設ごとに検討します。

問 「地域水田農業ビジョン」で松前の農業の姿はどうなるか

米づくりに先が見えない中、政府は米政策「改革大綱」で4ha以上の大規模農家と法人しか、担い手として認めない「担い手経営安定対策」を打ち出した。これでは松前町の農家の大多数は切り捨てられる。改革は農協や自治体がつくる「地域水田農業ビジョン」に責任を持たせ実施するものです。ビジョンづくりやその内容はどのようになっていくかお尋ねします。

答 水田農業経営の
安定と発展を図る

答弁 橋本産業課長

一般的な農家は生産調整の実施者であれば、米価下落影響緩和対策の対象ということ、稲作所得基盤確保対策があります。この対策の上乗せをして、大規模農家4ha、法人20ha以上の担い手については、米価の下落による稲作収入の減少が大きい担い手経営安定対策が講じられています。地域水田農業ビジョンは望ましい生産構造を実現するため、当町における水田農業の将来の方向性を定めるものです。ビジョンは4月中の策定に向けて現在検討しています。

